導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

毛呂山町では、戦後の復員やベビーブーム、さらにその後の高度経済成長期やバブル経済期に伴う人口流入により、平成７年まで人口が大きく増加した。その後の人口は緩やかに減少傾向で推移しており、人口減少の抑制や少子高齢化の進行が課題となっている。今後は長期的に安定的な人口規模を維持するという観点から少子高齢化を抑制し、人口構造を健全化する必要がある。

産業構造については、主に卸売業・小売業１７１社、宿泊業・飲食サービス業１６４社、建設業１１２社、生活関連サービス業・娯楽業１０２社、製造業８６社外となっている。製造業の内訳としては、金属製品製造事業が７事業の外、電気機器器具製造業、生産用機械器具製造業、食料品製造業などがそれぞれ１事業所から５事業所所在するなど、様々な業種の事業が展開されている。

(地域経済分析システム RESAS2016 より)

また、町内へは関越自動車道坂戸西スマートＩＣより１０分と好条件であり、企業誘致にも積極的に取り組み、町内に止まらず埼玉県西部地域全体の産業振興ならびに雇用創出に繋げたいと考えており、町内の中小企業に波及効果をもたらす地域経済の活性化を図りたいと考えている。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の１つとして、更なる地域経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に４件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

毛呂山町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や周辺環境等の配慮が必要な観点から、売電等を目的とせず、町内の自己の所有に属する建物に設置するものに限る。

先端設備導入計画及び投資計画については、事前に経営革新等支援機関に確認を受け、確認書を添えて申請するものとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

毛呂山町の産業構造として様々な業種の事業が展開されていることや、今後の先端産業の集積も視野に入れた町内中小企業支援を行うため、本計画の対象区域は毛呂山町の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

毛呂山町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種が毛呂山町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、全ての事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間・４年間・５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

中小企業等が策定する先端設備等導入計画の認定については、次のいずれにも該当する事業者の計画に限る。

- 地方税法第１条第１項第１４号に規定する徴収金の滞納がないこと。
- 人員削減を目的とした、先端設備等導入計画の策定を行わないこと。
- 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがないこと。
- 毛呂山町暴力団排除条例（平成２４年条例第１８号）に規定する暴力団又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有していないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に該当しないこと。
- 貸金等の規制等に関する法律（昭和５８年第３２号）第２条第１項に規定する貸金業に該当しないこと。